

曾野木コミュニティセンター 利用のきまり

曾野木コミュニティセンター（以下「センター」という。）の利用、運営に際しては、「新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例」、「新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例施行規則」及び「曾野木コミュニティセンター利用のきまり」に基づきます。

〈センターの設置目的〉

地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりの推進に資するため、コミュニティ活動の中心的施設としてコミュニティセンターを設置し、地域住民の自治活動、文化、教養活動、保健、体育、レクリエーション活動、福祉、ボランティア活動の場を提供します。

○ 利用できる部屋等

- 1階：多目的ホール、交流スペース（子育て）、交流スペース（土間ロビー）、交流スペース（図書コーナー）
- 2階：研修室、コミュニティルーム、交流スペース（工作室）、交流スペース（集中カウンター）

○ 利用できる時間

利用できる時間は、午前9時00分から午後9時00分です。

区分	利用時間
午前	午前9時00分～午後1時00分
午後	午後1時00分～午後5時00分
夜間	午後5時00分～午後9時00分

※ 利用時間の厳守

利用者は、午前、午後、夜間、とも準備から後片付けを含め、時間内に利用を終了してください。

○ 休館日

- (1) 毎週月曜日 (2) 祝日 (3) 12月29日から1月3日まで（年末年始期間）

※その他、臨時に休館することがあります。

○ 手続きと利用許可、変更、取止め

- (1) 利用の予約・申請は、利用する日の属する月の3カ月前の月初め（その日が休館日にあたる場合は、翌日以降の開館日）から利用予定日の3日前まで、センター開館時間内に限り受け付けます。

申請例：7月に利用したい場合は、4月1日から申請が可能です。

- (2) 利用申請は、利用許可申請書に必要事項を記載し、受付窓口に提出して利用許可書の交付を受けてください。

原則、電話での申請受付はしませんので、センター窓口で直接手続きをお願いします。

- (3) 利用許可後に変更や取止めの事由が発生したときは、速やかにセンター窓口へ利用許可書を持参して、変更又は取止めの手続きを行ってください。（取止めは利用予定日の3日前までとし、それ以降は利用料金を徴収します。）

原則、電話での変更等の受付はしませんので、センター窓口で直接手続きをお願いします。

なお、連絡無しで利用がない場合や頻繁に変更、取止めを行う利用者は、申請の正確性を欠くものと判断し、以後の事前申請を断る場合があります。

- (4) 利用料金は、利用日当日にセンター窓口で徴収いたします。
- (5) 利用許可後においても、申請に虚偽があった場合等は許可を取り消すことがあります。

○ 利用禁止及び制限事項

次に掲げる事項の利用は許可しません。また、違反行為があったときは、直ちに許可を取消し、以後の利用を禁止いたします。

- (1) センター設置目的と相違する利用であると、施設管理者（管理人を含む。以下同じ）が判断したとき。
- (2) 公益、秩序、風俗、環境を乱すおそれがあると、施設管理者が判断したとき。
- (3) 利用形態が施設又は設備を汚損又はき損するおそれがあると、施設管理者が判断したとき。
- (4) 利用者が感染症（※1感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する感染症をいう。）にかかり、センターを利用することで感染症がまん延するおそれがあると認められるとき。
- (5) センターの利用方法等が暴力団等の利益になると認められるとき。
- (6) 利用目的が明確でないとき。
- (7) 営利を目的として利用するとき。

（月謝や受講料、参加費等を徴収する学習塾や〇〇教室としての利用。）

ただし、センター設置目的に沿って活動を行う場合で、利用団体等がその都度必要となる教材や資料代等の実費相当額のみを徴収する場合や、利用団体等が講師等を招き、物事を享受されることにより支払う対価を利用団体等の会費から捻出して支払うものは、この限りではありません。

- (8) 物販、販売促進等の行為

展示・販売会等で売上金の全額又はその一部を新潟市又は社会福祉関係等へ寄贈する等の催事利用に

については、「特例の申し込み」として許可する場合があります。

- (9) センター利用者が18歳未満のみの場合は、理由のいかんを問わず利用を許可しません。18歳以上（高校生不可）の者が責任者となり、同一室内の安全管理が確保できる場合に限り許可します。
- (10) 利用団体構成員の大半が同一人物にも関わらず、代表者名や団体名を変えて重複して利用している事実が確認できたときは、双方の団体の以後の利用は認めません。
- (11) 管理運営を定める条例や施行規則、利用のきまり等を守れない場合や施設管理者の指示に従わないなど、センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- (12) 利用申請は、1回の申請で原則4回までを上限とします。ただし、施設管理者が増回を認める場合は、この限りではありません。
- (13) 継続して4日を超えて利用することはできません。ただし、施設管理者が継続を認める場合は、この限りではありません。

○ 利用にあたっての注意事項

利用者は、次に掲げる事項を厳守してください。

- (1) 利用代表者等は、センター窓口で許可書を掲示し、所定の利用料金を支払った後、領収書と利用報告書を受け取り、申請した部屋を利用してください。
- (2) 時間内での利用を厳守してください。
- (3) 近隣及び他の利用者に迷惑をかける行為は行わないでください。
苦情の受理や迷惑を及ぼすと施設管理者が判断した場合は、利用を中止していただくことがあります。
- (4) 許可なく備品等を使用しないでください。
許可された備品等を使用した後は、元の状態（位置）に戻してください。
- (5) 設備や備品等を破損したときは、速やかに管理人に報告し、その指示に従ってください。
故意、過失に関わらず、場合によっては弁償請求する場合があります。
- (6) 特別の設備や物品等をセンター利用時に搬入しようとする場合は、あらかじめ施設管理者の許可を受けてください。
- (7) 飲食（軽食、弁当等）をする場合は、申請時に申し入れてください。飲酒は原則禁止です。
- (8) 施設管理者の許可なく、印刷物等の掲示や設置は認めません。
- (9) 指定場所（許可申請時に指定した場所）以外での火気使用は厳禁です。

指定場所で使用できるのは、電気機器（IH コンロ、電気ポット等）だけです。

- (10) 施設（敷地）内は、全面禁煙です。
- (11) 利用時に発生した「ごみ」は、利用者の責任でお持ち帰りください。
- (12) 建物内に動物を連れて入ることはできませんが、盲導犬等の介助犬はこれに含みません。
- (13) 利用後、退出時は整理整頓、清掃の実施、電源の切り忘れや、施設破損等の有無を確認し、受付時に渡された利用報告書を記載して、センター窓口に提出してください。

○ その他

この「利用のきまり」に定めがない事項などは、下記へお問い合わせください。

※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年 法律第114号）

第6条第1項に規定する「感染症」とは、一類感染症から五類感染症、新型インフルエンザ感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

○ 附 則 この「利用のきまり」は、令和5年9月28日から適用する。

新潟市曾野木コミュニティセンター

〒950-1135

新潟市江南区曾野木1丁目21番8号

電 話 025-278-7125

指 定 管 理 者

曾野木地区コミュニティ協議会

（事務所：曾野木コミュニティセンター内）

施 設 所 管

新潟市江南区役所 地域総務課